

岐阜県公報

第 七 百 十 七 号
令 和 八 年 九 月 八 日
(火曜日)

目 次

告 示

○ 土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定の解除

○ 道路の供用開始

○ 各務原都市計画公園事業の変更認可

訓 令

○ 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(環境管理課) 三八一

(道路維持課) 三八一

(公園緑地課) 三八二

(人事課) 三八二

告 示

岐阜県告示第四百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和八年九月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和六年岐阜県告示第三百七十八号により指定した区域（各務原市川崎町一番一の

一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年九月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の項部長専決事項の欄第九号中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

別表第三下水道課の表一の項部長専決事項の欄第七号中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

別表第三水道企業課の表一の項部長専決事項の欄第七号中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年九月二十四日から施行する。

令和八年九月八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社